

第2部

就学前から卒業後につながる 支援体制

京 都 府

広域特別支援連携協議会



教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局や大学、親の会等の関係者が参加し障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備について協議します。

特別支援教育コーディネーター養成
研修・スキルアップ研修の実施
一般教員研修の実施



特別支援教育充実事業
による講師配置
(府独自事業)

専門家チームの設置
検討会議開催

巡回相談員の派遣
及び相談の実施



各 支 援 地 域・市 町 村



支援地域連携協議会

教育局管内ごとに府立養護学校や関係機関等の関係者が参加し、管内の特別支援教育の推進と支援の在り方を検討します。

巡回相談の実施



教育局

養護学校の
センター的機能

養護学校・地域等連携
推進事業の実施
教育相談・講師派遣・研
修講座開催等
(府独自事業)

教育センター



幼稚園等

校(園)内体制の整備



小・中学校

校内体制の整備

- 校内委員会の設置・運営
- 特別支援教育コーディネーターの指名
- 個別の教育支援計画策定

高等学校



校内体制の整備

医療機関

児童相談所

通園施設

早期発見

- 1.6歳児健診
- 3歳児健診
- 就学時健診

早期発達支援

- 幼稚園
- 保育所

特別支援教育

- 小・中・高校

放課後支援

- 学童保育

就労移行支援

- 高校

就労支援

- 障害者職業
センター

地域生活支援

- 支援センター

個別の支援計画

(平成18年度京都府特別支援体制推進事業／文部科学省特別支援教育課作成資料参照)

幼稚園における特別支援教育の実践

亀岡市の幼稚園における特別支援教育の推進について

平成 18 年度、亀岡市は市立幼稚園（3 園）における特別支援教育推進体制の確立を図るため、個別支援が必要な子どもを支援するシステムの構築を図った。小・中学校での支援体制の確立の観点を参考に、就学前としての特性を考慮しながら、以下の点について整備を進めた。

園内体制の構築・・・3つのツールの確立

- ①園内委員会
- ②特別支援教育コーディネーターの指名
- ③個別の指導計画の作成

体制整備にかかわるポイント

- ①支援を必要とする幼児の早期発見・早期発達支援
- ②専門機関の活用と関連機関との連携
- ③小学校への滑らかな移行



（1）幼児を支援するための園内体制の構築・・・ツール①②の確立

園内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名を進めながら、次の視点で共通理解を図り、具体的な支援についてのサポート体制を整えた。

ア 担任が抱え込まないこと。

- ・気づきを大切に
- ・育ち合う関係を大切にした保育

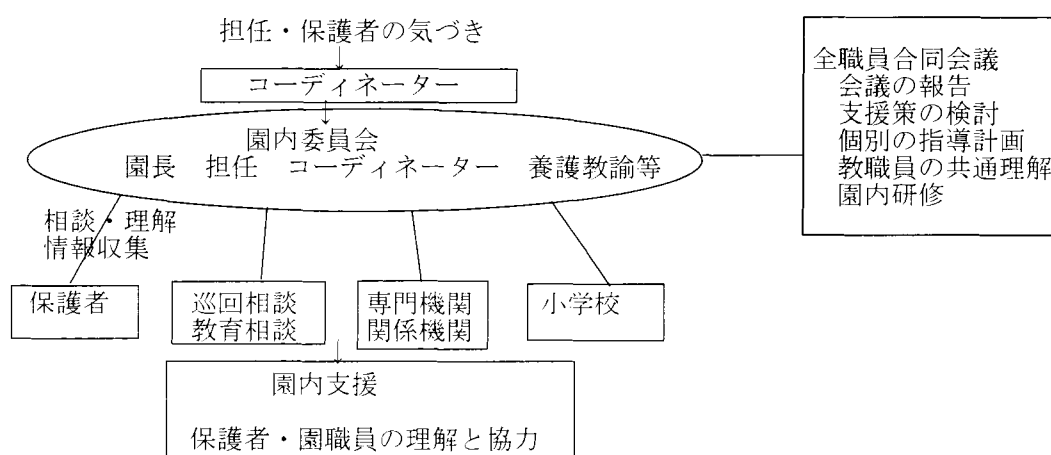
イ チームとして取り組むこと

- ・コーディネーターが中心に
- ・具体的な支援の手立ての検討

ウ 保護者との信頼関係を大切にした連携

エ 専門機関の活用と関係機関との連携

例；A幼稚園の園内体制



（2）個別の指導計画の作成・・・ツール③の確立

今年度は、個別支援の必要な幼児（発達が気になる幼児を含め）の発達状況や専門家のアドバイス、保護者の願いを踏まえ、長期目標・短期目標・具体的な支援・評価の記載方法などの検討を進めた。「特別支援教育推進ガイド」（H 17.3 府教委発行）を参考に、「役に立つもの」「具体性のあるもの」という2つのポイントを大切にしました。

特に、幼児の発達の特性を踏まえた適切な支援となるように、幼稚園教育要領の5領域をもとに、具体的な保育支援につながる内容で項目を設定した。また、誰でも個別の指導計画を見てその子への対応のポイントがわかることを心がけて作成した。

※幼稚園の「個別の指導計画」例

No. 1 〈実態調べ〉

平成 18 年度 個別の指導計画

実態調べ

幼児名： 氏 名：
生年月日： クラス名：
担任名：

・生育歴等
・障害の状況
・発達検査の記録

項 目	実 態 (年 度 当 初)
生活面 ・食事、排泄、着脱 ・物の片付け 等	
運動・身体面 ・健康状態 ・全身運動、リズム等	
作業面 ・えがく、つくろ ・手指の操作性 等	
認知・言語面 ・ことば、ふし ・物へのかかわり	
社会性・コミュニケーション ・人へのかかわり ・集団参加	
その他	

No. 2 〈1 学期〉

保護者の願い、 担任の願い、 検査等から (医療専門機関)

長期目標

	幼児の様子	短期目標	達成まで	記録・経過
生活面				
運動・身体面				
作業面				

No. 3 〈2 学期〉

長期目標

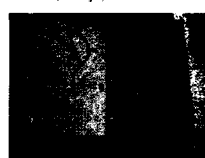
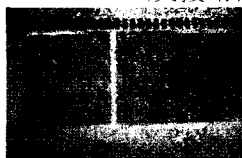
	幼児の様子	短期目標	達成まで	記録・経過
生活面				
運動				

※ B 児への具体的な支援例

〈スケジュール表〉



〈支援用絵カード等〉



(3) 体制整備に関わるポイント

①支援を必要とする幼児の気付き・具体的な教育支援の在り方

- ・教職員への研修の充実（3園合同研修、亀岡市教育研究所研修講座への参加）
- ・園内の特別支援教育推進体制の在り方
- ・個別の指導計画作成に向けての研修

②専門機関の活用・関連機関等との連携

- ・亀岡市就学指導委員会（教育相談事業）との連携
- ・亀岡市特別支援教育巡回相談委員会の活用
- ・発達障害児相談支援なんたんモデル事業（京都府南丹保健所）との連携

③各小学校との連携

(4) 成果と課題

研修や協議を通して、各幼稚園の特別支援教育の体制整備を進めた。特に「個別の指導計画」の作成を通して、必要な教育支援の具体的方法や視点の共有化が図れた。また、園内支援の立場に立ちチームとして支援することの理解と認識が深められた。

しかし、日常的にサポート体制がうまく機能していくためには、一人一人の教員の専門性の向上を図ることが大切である。幼稚園教員対象の特別支援教育に関わる研修、また、市内三園合同の研修機会を活用し事例検討等を積極的に取り組むことが必要である。

また、小学校へ一貫した支援へつないでいくため、専門機関・関係機関、小学校との連携を深め、「個別の教育支援計画」策定に向けた取組を推進していくことも課題である。

高等学校における特別支援教育の実践

京都府立の高等学校では今年度モデル校に指定された学校をはじめ、いくつかの高等学校で、ニーズに応じて在籍生徒の教育相談や、特別支援教育コーディネーター養成研修の受講など「できるところから」の取組が始まっています。

高等学校での支援・配慮の在り方、卒業後の進路に向けた取組の中で、本人が障害をどうとらえているか、中学校や保護者等から障害について連絡がある場合とない場合の対応、それらの状況により医師の診断を勧めることの是非などが課題としてあげられています。

平成 19 年 4 月からは、高等学校においても校内体制の整備を行うこととなりますので、高等学校における体制づくりや取組の参考としていただけるよう、その一部とそこで工夫され、使用された資料を紹介します。

情報の収集と対応

- ① 対象生徒・保護者・担任・コーディネーターでの面談
本人・保護者の学校への思いや「これからどうしたいか」などの聞き取り
- ② 障害特性の把握
聞き取りやチェックリスト等の利用－教科担任へのアンケートも併用（資料Ⅱ）
- ③ 支援計画の作成
①、②をもとに支援計画を作成（現状把握、具体的支援等：資料Ⅰ－１～４）
- ④ 対象生徒への支援
進級及び進路実現や「生きる力」を身に付けられることを目指した支援の実施

教職員の共通認識

- ① 校内委員会にあたる会議等で報告し教科担任・学年部には随時確認
- ② ケーススタディ形式で教職員研修を実施（講師：養護学校巡回相談員など）
- ③ 必要に応じて教科担当者会議を持ち、学校生活上支障を来している事象や、指示・言葉かけの仕方について確認

巡回相談員等の活用

- ① 発達検査等の実施
- ② 障害特性・検査結果等に配慮した具体的な支援計画の作成
- ③ 対象生徒・保護者との相談
- ④ その他の気になる生徒についての授業の参観・必要な支援の検討

高等学校において、特別支援教育を推進するために工夫したいこと

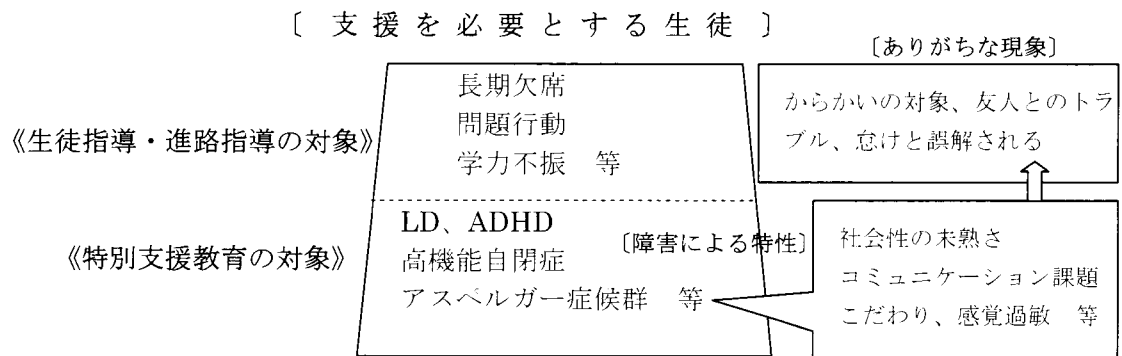
- ① 「校内委員会」を新しく設置するのではなく、既存の会議にその役割を組み込む。
又は、設置した「校内委員会」に既存の会議を吸収する。
- ② 校内で「できること」と「できないこと」を整理しておく。
「できること」は具体的な展開方法を整理しておく。
「できないこと」は「する必要がある」「した方が良い」「しなくても良い」に分類し、それぞれの代案やしなくても良い理由等を明確にしておく。
- ③ 担任やコーディネーターまかせにならないよう、どの生徒も「複数の目で見守り、対応しよう」という体制をつくる。

モデル校からのメッセージ

「特別支援教育」の視点は障害の有無に関わらず、一人一人の生徒のニーズに応えるためには、有効な手立てだと思えます。得意分野は更に伸ばし、不得意分野は克服できるように集団の中で取り組む、まさに教育の原点ではないかという気がします。

生徒指導・不登校対策とのつながり

- ① 必要な生徒には必要な支援を
適切な支援を受けることにより、進級・進路保障につながる。



- ② 教職員の共通認識に基づく一貫した対応が生徒への支援には不可欠
学校の事例等を活用した校内研修等を通して、教職員の専門性向上を図る。

校内研修

- ① 生徒を見る視点や支援のヒント
高校段階になると、障害の有無が判断しがたい場合や、その特性があまり目立たないなど、研修で示される典型的なタイプでないことが多い。
そのため支援を必要としている生徒かどうかを見極める時の視点や、支援のヒントを主体とする内容で実施した。
- ② 発達検査の目的とその結果の伝え方など
発達検査は何のために実施するのか、数値は何を表しているのか、検査結果が指導にどのようにつながるのか、保護者や本人にどのように伝えるのか、など具体的な事例をもとに実施した。
- ③ 校内の事例による具体的支援策
研修の実施にあたり、各学年部に発達障害の見られる生徒・障害が疑われる生徒を挙げてもらい、該当生徒のアセスメント票を作成して研修当日支援方法についてのアドバイスを依頼した。当事者意識を持って研修に参加できた。

先進校視察（福島県研究開発学校中間発表）より

高等学校における教育的ニーズに対応した指導の在り方

ニーズに応じて教育課程に次の項目を取り入れ、個別の教育支援計画につなげる。

- ① LD等の生徒への学習支援
- ② ストレスマネジメント教育
- ③ ソーシャルスキルトレーニング（SST）
- ④ SSTの実践場面としての就業体験（インターンシップ）

➡ LD等の生徒への支援は、他の生徒にも有効であった
～「気付き」から「支援」へ、そして「笑顔」へ～とするため
校内の組織的な対応と関係機関の連携が欠かせない。



取扱注意

<様式例1-1>

○ ○ ○ ○ 支 援 計 画

アセスメント			
本人録	生育歴	(小) 中学校での様子	諸検査 (知能・認知特性・その他)
家族構成			
家族状況			
		校内での対応	医療
			カウンセリング

取扱注意

<様式例1-2>

○ ○ ○ ○ 支 援 計 画

支援方針			
本人の希望	主治医の見解	総合教育センターの見解	校内での支援
○ 生活			<支援目標>
○ 自宅学習			○ 生活
○ 授業			○ 自宅学習
○ 進級			○ 授業
○ 進路			○ 進級
			○ 進路
			<体制>
			<現在まで>
			<今後>

<様式例 I-3>

○ ○ ○ ○ 支 援 計 画

現状把握				
学 習 面	○ 教師の発問の聞き取り具合	行 動 面	○ 姿勢の保持や着席の維持	対 人 関 係 ・ 社 会 性
	○ 理解		○ 課題への集中度	
	○ 意欲・態度		○ 持ち物の整理状況	
	○ 集中度		○ 集団的指示への反応	
	○ 発言		○ 個別的指示への反応	
	○ 運筆や書字における不器用の有無		○ その他	
	○ 短期記憶の量（1回に記憶・書写する量）			
	○ 音読・黙読の力			
	○ 好きなこと・得意なこと			
	○ その他			

<様式例 I-4>

○ ○ ○ ○ 支 援 計 画

具体的支援											
科 目											
一学期評定 欠課／遅刻											
二学期評定 欠課／遅刻											
学年評定 欠課／遅刻											
教 育 的 ア プ ロ ー チ	○ 授業	心 理 的 ア プ ロ ー チ	○ 自分さがし・自我の確立	家 庭 的 ア プ ロ ー チ 医 学 的 ア プ ロ ー チ	○ 家族関係						
	○ 家庭学習		○ 情緒・感性の育ち		○ 家庭でのキーパーソン						
	○ テスト対策		○ 本人の性格・気質		○ その他						
	○ 学校生活・態度		○ 友人関係								
	○ 得意なこと・苦手なこと		○ 自立・自律								
	○ 進路		○ 自己客観性とメタ言語（何がわから ないかわかること）								
	○ 学校での居場所		○ 内面の言語化と整理								
フ ロ ー チ	○ 体制	○ 自己有能感		○ 神経症・心身症・うつ病等はないか							
	○ その他	○ SCとの連携		○ 薬事療法・心理療法							
		○ その他		○ ストレス							
				○ 医療との連携							
				○ その他							

指導科目() 氏名()

以下の11項目について、あてはまる①～⑧の番号に○をつけてください。

(1) 授業や学習への意欲はあるか？

- (1) 充分ある (2) まあまあある (3) 分野や課題・状況によってある
 (4) 分野や課題・状況によっては良い (5) あまりない (6) 全くない
 (7) わからない (8) その他

具体的なことがあれば書いてください

(2) 授業や学習への態度はどうか？

- (1) たいへん良い (2) まあまあ良い (3) 分野や課題・状況によっては良い
 (4) 分野や課題・状況によっては良くない (5) あまり良くない (6) 全く良くない
 (7) わからない (8) その他

具体的なことがあれば書いてください

(3) 授業や学習へ集中しているか？

- (1) とても集中している (2) まあまあ集中している (3) 分野や課題・状況によっては集中している
 (4) 分野や課題・状況によっては集中していない (5) あまり集中していない
 (6) 全く集中していない (7) わからない (8) その他

具体的なことがあれば書いてください

(4) 授業や学習への取り組み方はどうか？

- (1) たいへん良い (2) まあまあ良い (3) 分野や課題・状況によっては良い
 (4) 分野や課題・状況によっては良くない (5) あまり良くない (6) 全く良くない
 (7) わからない (8) その他

具体的なことがあれば書いてください

(5) 授業や学習への理解度はどうか？

- (1) たいへん良い (2) まあまあ良い (3) 分野や状況によっては良い
 (4) 分野や課題・状況によっては良くない (5) あまり良くない (6) 全く良くない
 (7) わからない (8) その他

具体的なことがあれば書いてください

(6) ノートやプリント等の記録状況はどうか？

- (1) たいへん良い (2) まあまあ良い (3) 分野や課題・状況によっては良い
 (4) 分野や課題・状況によっては良くない (5) あまり良くない (6) 全く良くない
 (7) わからない (8) その他

具体的なことがあれば書いてください

(7) 課題や宿題などの課題状況はどうか？

- (1) たいへん良い (2) まあまあ良い (3) 分野や課題・状況によっては良い
 (4) 分野や課題・状況によっては良くない (5) あまり良くない (6) 全く良くない
 (7) わからない (8) その他

具体的なことがあれば書いてください

(8) 集団指示への反応はどうか？

- (1) たいへん良い (2) まあまあ良い (3) 内容や状況によっては良い
 (4) 内容や状況によっては良くない (5) あまり良くない (6) 全く良くない
 (7) わからない (8) その他

具体的なことがあれば書いてください

(9) 個別的な指示への反応はどうか？

- (1) たいへん良い (2) まあまあ良い (3) 内容や状況によっては良い
 (4) 内容や状況によっては良くない (5) あまり良くない (6) 全く良くない
 (7) わからない (8) その他

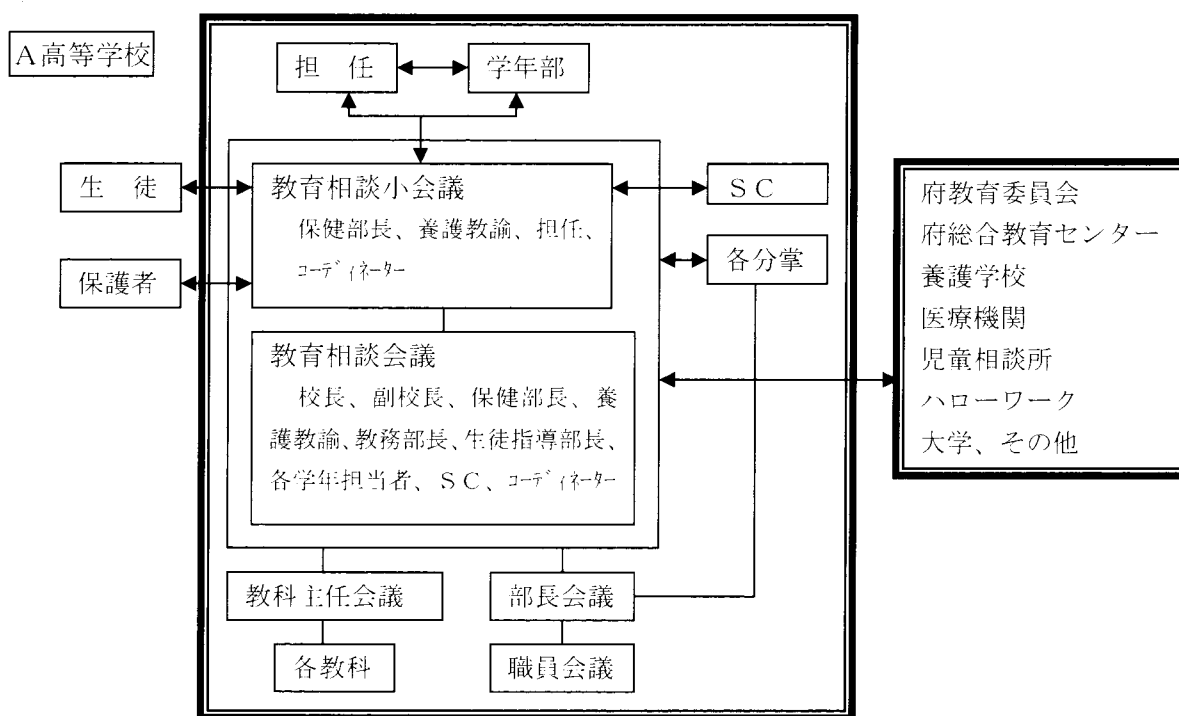
具体的なことがあれば書いてください

(10) 彼が得意または不得意だと思われることがあれば書いてください

(11) その他、何かあればお書きください

校内組織の例

高等学校では、新規に特別支援教育の校内委員会を設置するところはほとんどなく、既存の組織がその役割を兼ねていたケースが多い。



B 高等学校

「身体や心の発達に障害やつまずきのある生徒を的確に把握し、対象生徒の教育相談及び指導方法を検討する」ことが任務の「教育相談協議会」が兼ねる。

C 高等学校

保健部にある「教育相談会議」が「特別支援教育推進会議」を兼ねる。

- ・原則として、保健部長が招集する。
- ・個別の事例は、特別支援教育コーディネーター（養護教諭が兼務）が関係担任、関係学年部長と相談して、保健部長に開催を依頼する。
- ・研修等の場合は、保健部長が管理職と開催の可否・日時等を相談し開催する。
- ・開催時間は、原則として授業終了後とする。

D 高等学校

校内組織としての特別支援体制はないが、学年としての特別支援体制により対象生徒の支援を行う。「学年会」「教科担当者会議」で情報共有し「月例教育相談会議」で現状報告する。

特別支援教育コーディネーターの養成研修

京都府では、特別支援教育体制推進事業の一環として特別支援教育コーディネーター研修を京都府総合教育センターで行っています。

センターでは、特別支援教育コーディネーター養成講座、養成講座修了者の実践力の向上と、リーダー層の育成及び各市町村での研修拡充への波及をねらいとする特別支援教育コーディネータースキルアップ講座を実施しています。平成 18 年度より新たに特別支援教育の理解の徹底を図るため、幼稚園、高等学校も加え、全校種の教員を対象に研修を実施しました。たくさんの教員が受講し、熱心に講義や研究協議がなされました。

校長講座、生徒指導研究講座、幼稚園講座、事務職員講座等多くの講座で、特別支援教育とコーディネーターの役割、不登校など二次障害と特別支援教育について広く研修を実施しました。

【平成 18 年度特別支援教育コーディネーター養成講座（3回講座）】

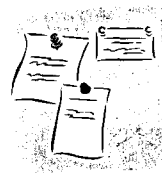
ねらい	特別支援教育コーディネーターとしての資質・能力の向上を図る。 ①LD、ADHD、高機能自閉症等の認知や行動の特性と教育的支援の在り方 ②児童生徒の実態の整理・評価と個別の指導計画作成についての理解 ③特別支援教育を推進する校内支援体制の構築と運用に必要な知識、技能、態度		
受講対象	幼稚園、小・中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーター又は候補者		
定員	センター各 100 名、北部研修所各 80 名		
講座名	①LD、ADHD 等	②アセスメント	③支援体制
講座内容	講義：「LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と支援」 実践発表・研究協議：「本人や学級担任、保護者への支援」	講義：「個別の指導計画の作成と評価」 演習：「情報の収集→アセスメント→判断仮説→個別の指導計画の作成」	講義：「校内支援体制の構築と推進」 実践発表：「特別支援教育コーディネーターの役割」 演習：「校内委員会の進め方」
修了者	3講座受講者 計 147 名（幼 6、小 78、中 33、盲聾養 21、高 9）		

【平成 18 年度特別支援教育コーディネータースキルアップ講座（8講座）】

ねらい	①特別支援教育コーディネーターとしての役割と活動の理解と実践力の向上を図る。 ②支援に必要な児童生徒への支援方策を具体化する実践的指導力の向上を図る。 ③地域においてスーパーバイザー的役割を果たす特別支援教育コーディネーター育成
会場	小学校 6 校、中学校 2 校（17 年度 小学校 6 校）
受講対象	各教育局管内の小・中学校及び盲・聾・養護学校の「コーディネーター養成研修」修了者
定員	各 40 名
講座内容	・公開授業（通常の学級の LD、ADHD 等の児童生徒への授業における指導・支援） ・実践発表（コーディネーターの役割と活動） ・研究協議（一人一人のニーズに応じたチーム支援を推進するためのコーディネーターの役割と活動）
受講者数	計 289 名

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育の体制整備の牽引役であり、その養成は地域の、学校の特別支援教育の推進に対し、大きく影響を与えることが各地の特別支援教育コーディネーターの実践により実証されてきました。

特別支援教育コーディネーター養成講座修了者数は平成15年度から平成18年度の合計816名と、すでに京都府の小・中学校数の2倍を超えており、各学校、地域での特別支援教育の推進役として、大きな期待が寄せられています。



【受講者の声から】

- 研究協議を通して、校内会議や校内研修会のもち方、地域の関係機関との連携などについて学んだことを自校での活動に反映させたい。
- 指導仮説の説明を受けてから授業を参観できたので、**特性に応じた指導の在り方を具体的に理解**できた。また、研修で学んだ色チョークによる工夫、発問や注意をする時の声の調子などが参考になり、**明日からの授業の中で活かしていきたい**。
- 研究協議で設定されたようなコーディネーターの連携を深める機会を各市町村でどのように作るかを考えていきたい。

LD、ADHD、高機能自閉症等の理解や指導の進め方等の他に、特別支援教育の視点を生かした**学級経営**や通常の学級の**授業改善**につながる研究や研修にしていく必要があります。

《これからの特別支援教育コーディネーター養成研修と全教職員に対する研修》

特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正が、平成19年4月1日から施行され、幼児児童生徒の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、障害のある幼児児童生徒の教育の一層の充実を図ることが強く求められてきています。幼稚園から高等学校までの全校種で、校内委員会やコーディネーターの機能的な運用による特別支援教育の充実、全教職員の資質能力、実践的指導力の育成向上を図る必要があります。

今後センターの養成講座でも、より実践的な内容が必要だと考えています。平成19年度は、LD、ADHD等の理解やアセスメントの作成、校内支援体制の整備という内容に加え、「**チームで活動していく**」上で必要な、会議の活性化、チームの合意形成やアクション・プランの作成等も研修します。スキルアップ講座では、より**地域の特色やニーズに応じた内容**にしていきます。

巡回相談や相談窓口の御案内

一人一人の理解とニーズに応じた教育的支援のために保護者のみなさんや先生方が気軽に相談できるシステムづくりを進めています。

府のシステムその他、市町村独自の相談先もありますので、御利用しやすいところへお問い合わせください。

巡回相談

支援地域単位で巡回相談チームがあり、保育園、幼稚園などの就学前から高等学校の方まで利用できます。

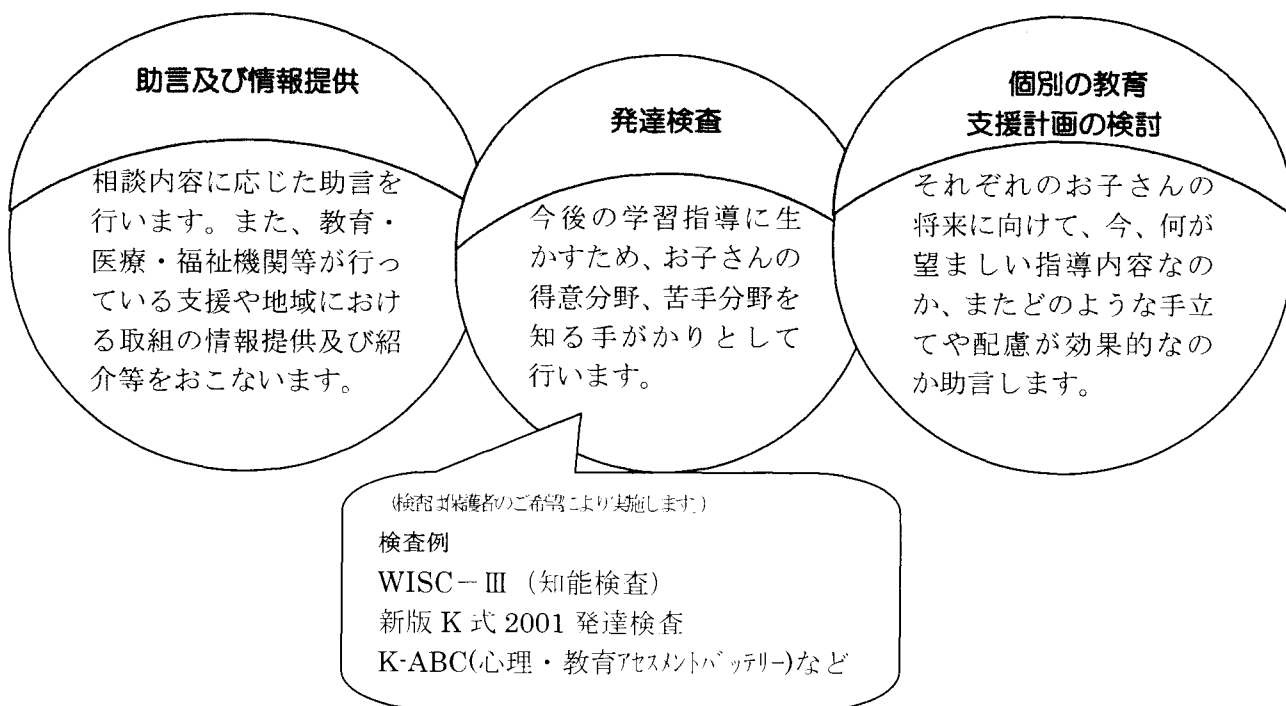
Q:どんなことが相談できるの

- お子さんの障害や発達について
- 家庭、地域及び学校での生活について
- 困っていること、悩んでいること
- 就学について

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、高機能自閉症等）、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、言語発達の遅れ、運動機能障害など

Q:どんなことが期待できるの

- 悩んでおられることについて、じっくりお話を聞きます。
- 障害の状態や現在の支援の状況を把握します。
- 指導方法や支援方法の助言をします。



Q:どこに申し込めばいいの



- 保護者の皆さんは、園や学校の先生に相談してみましょう。
園や学校では校内委員会等を設置し、特別支援教育コーディネーター等が中心になって、学校（園）全体で支援を行うためのシステムづくりを進めています。
- 園や学校が行う支援を支えるために、巡回相談チームがあります。
巡回相談チームは医師、臨床心理士、教員等で構成しており、申込みにより学校へ行き、相談に応じます。

詳しくは園、学校又は下記の相談窓口にお問い合わせください。

平成19年度の相談窓口	電話番号	対象市町村・内容等	所管教育局
向日が丘子ども相談支援センター	075(951)8361	向日市 長岡京市 大山崎町	乙訓
桃山養護学校地域支援センター	075(621)4208	宇治市 八幡市	山城
南山城相談支援センター	0774(72)7255	城陽市 京田辺市 木津川市 久御山町 井手町 宇治田原町 笠置町 和束町 精華町 南山城村	
府立丹波養護学校地域支援センター	0771(42)5185	亀岡市 南丹市 京丹波町	南丹
中丹養護学校教育支援センター	0773(32)0011	綾部市 福知山市	中丹
府立舞鶴養護学校特別支援教育 トータルサポートセンター	0773(78)3133	舞鶴市	
丹後地域教育支援センターよさのうみ	0772(46)2770	宮津市 京丹後市 与謝野町 伊根町	丹後
地域支援部「サポートJOYO」	0774(53)7100	病弱に係る相談	
視覚教育相談室	075(492)6733	視覚障害に係る相談（南部）	
京都府北部視覚支援センター	0773(75)1094	視覚障害に係る相談（北部）	
京都府聴覚支援センター	075(461)8121	聴覚障害に係る相談（南部）	
京都府北部聴覚支援センター	0773(75)1094	聴覚障害に係る相談（北部）	

*高等学校は、学校所在地の対象市町村を受け持つ相談窓口を御利用ください。

ただし、京都市内に設置されている高等学校は桃山養護学校が窓口になります。

京都府総合教育センター及び総合教育センター北部研修所

電話、来所、巡回による教育相談を実施しています。

ふれあい・すこやかテレフォン 075-612-3268または3301

ふれあい・すこやかテレフォン 0773-43-0390

専門家チームによるケース検討会議

医師、臨床心理士、教員等幅広い分野の専門家で構成する専門家チームを設置しています。学校や市町村教育委員会のアセスメント等に基づき、より専門的な見地から効果的な支援のあり方を検討します。

保健福祉・労働部局との連携

障害のある子どもが乳幼児期から学校卒業後を見通して、地域で豊かに生活していくためには、保健・福祉・教育・労働等の関係機関が連携して取り組むことが欠かせません。

保健福祉部局や労働部局においても地域における支援体制の整備や、社会的自立をめざし生徒一人一人の進路を確保するための取組が進められています。

発達障害者支援事業

平成19年度から、以下のとおり発達障害者支援センターの設置等の支援事業を実施する予定となっています。

1 発達障害支援コーディネーターの配置

発達障害者支援センターに発達障害支援コーディネーターを配置し、府域全体のネットワークづくり、専門的人材の養成等の事業を実施します。

2 地域支援体制整備事業

府内6圏域（丹後、中丹、南丹、乙訓、南山城、相楽）の地域拠点施設において、発達障害支援コーディネーターと連携し、次の事業を実施します。

- ・個人の障害特性に応じた相談支援
- ・教育機関等との圏域ネットワークづくり

3 支援モデル事業

平成18年度に引き続き、福知山市において早期発見・早期療育を目的とした5歳児健診及び健診結果に基づくサポート事業を中丹西保健所と連携して実施します。

4 普及啓発事業等

発達障害者支援体制整備検討委員会を開催し、引き続き医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関と連携しつつ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制（相談支援、療育支援、就労支援）のあり方について検討するとともに、関係団体と連携して普及啓発事業等を行います。

総合相談支援窓口

丹後圏域障害者総合相談支援センター	（宮津市）	電話 0772-20-2011
中丹広域障害者総合相談支援センター	（福知山市）	電話 0773-24-4439
南丹圏域障害者総合相談支援センター	（南丹市）	電話 0771-62-3364
乙訓圏域障害者総合相談支援センター	（長岡京市）	電話 050-7105-8508
南山城圏域障害者総合相談支援センター	（城陽市）	電話 0774-54-3109
相楽圏域障害者総合相談支援センター	（精華町）	電話 0774-93-3936

その他の身近な相談窓口についても以上のセンターへお問い合わせください。

就労支援

各府立盲・聾・養護学校卒業生の進路実現をはじめ、障害者の自立・社会参加を促すため、養護学校等と関係諸機関との連絡会や協議会を設置しています。そこでの情報交換等により、「障害者雇用促進セミナー」や（社）京都府高齢・障害者雇用支援協会が実施する事業等への参加も進んでいます。

○京都府北部地域「障害者雇用促進セミナー」への養護学校生徒の参加

京都労働局・ハローワークや京都府等が主催し、約100社が参加。

府立中丹・舞鶴・与謝の海養護学校が展示、販売、実演を行った。

○京都府若年者就業支援センターとの連携による若年知的障害者向け就職支援テキストを開発

若年知的障害者の企業への就職を支援するための研修テキスト

働くことの意義。仕事のために必要な日常生活上の注意。通勤上の注意。

休日の過ごし方などをわかりやすく書いたテキスト

○障害者就労支援特別チームの設置

平成19年度から新たに、京都、福知山の高等技術専門校に、障害者就労支援特別チームを設置し、障害者就職推進員が、障害者の就労支援や、企業への障害者雇用に向けた啓発を行います。

○京都府障害者の自立・就労支援協議会の設置

京都、福知山の高等技術専門校を拠点とする南部、北部各々の自立・就労支援協議会を設置し、ハローワーク等雇用関係機関、市町、教育機関、福祉関係団体、経済団体等の連携により、障害者の生活・就労相談から職業訓練、就労支援、職場定着までの一体的な支援をめざし、情報交換や協議を行っています。

障害者就業・生活支援センター

「京都障害者就業・生活支援センター」

所在地：京都市（（福）京都障害児福祉協会） 対象地域：京都市内

連絡先：075-417-1233

「障害者就業・生活支援センターはびねす」（4月1日に宇治へ移転）

所在地：宇治市大久保町北ノ山101番10 対象地域：京都府南部地域

連絡先：0774-41-2771

「障害者就業・生活支援センターわかば」

所在地：舞鶴市（（福）みずなぎ学園）

対象地域：京都府北部地域

連絡先：0773-65-2071